

平成 23 年 12 月 21 日

農林水産省 食料産業局
バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長
佐竹 健次 様

日本チェーンストア協会
政策第三部

食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WGへの意見提出について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当協会会員各社は、食品リサイクル法における「食品廃棄物等の排出抑制、資源としての再生利用等（再生利用、熱回収、減量）」について、小売業特有の実情を踏まえつつ、総合的に積極的な対応を日々推進しております。このような状況も踏まえて、去る 11 月 18 日に開催されました標記WGにおきまして、当協会の食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関する考えを述べさせていただきましたが、その際、改めて協会の考え方をお示しさせていただくことといたしました。下記のとおり提出をさせていただきますので、何卒ご高配賜りますようお願いいたします。

敬 具

記

「発生抑制の目標値」の設定方法について

小売業においては、その発生する主な食品廃棄物等は青果物くず、魚アラ、廃油、売れ残りの惣菜、弁当類等ですが、店舗の立地、構造、規模によりその店舗運営が異なること、生活者のニーズに合わせた商品提供のあり方等により発生数量は店舗毎に差異が生じます。そうしたことから、自主基準による一律の目標値を設けることは店舗運営等の実態が反映されず、かえって取組みに混乱をきたしかねません。

したがって、数値のみによる評価によって優劣が生じことは絶対に避けるべきであり、事業者が積極的に推進している取組みを後退させることがあってはなりません。まずは、実態に即した対応が可能である事業者毎の努力目標とすべきであります。

しかしながら、仮に発生抑制の目標値を策定するのであれば、

店外加工を主な運営方法としている場合

店内調理加工で発生する不可食部の扱いがまちまちである場合

食品廃棄物等の管理方法が直営部分のみの場合、またはテナントを含めて管理
をしている場合

等により発生量が大量に異なることから自らの実態を把握・理解してより積極的な取組みができるような仕組みを是非とも構築していただくようお願いいたします。

以 上